

# 資料編



# 第1章 各種委員会等の設置

## 1 霧島市高齢者施策委員会設置要綱

平成30年6月25日

告示第137号

(設置)

第1条 本市の高齢者福祉施策、介護保険事業等に関する計画の策定、霧島市地域包括支援センターの運営、地域密着型介護サービス事業所の指定等地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な推進を図るため、霧島市高齢者施策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の策定並びに進捗管理に関すること
- (2) 霧島市地域包括支援センターの管理及び運営に関すること
- (3) 地域密着型介護サービスの運営等に関すること
- (4) 地域支援事業及び保健福祉事業の実施に関する企画提言に関すること
- (5) その他高齢者施策及び介護保険事業に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充て、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の計画期間である3年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

区分	職・所属・団体の名称等
保健医療関係者	医師会代表
	歯科医師会代表
	薬剤師会代表
	理学療法士・作業療法士代表
福祉関係者	社会福祉法人代表
	社会福祉協議会代表
	地域密着型サービス事業者代表
	介護支援専門員協議会代表
	総合事業事業者代表
	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー代表
	民生委員児童委員代表
市民代表	老人クラブ代表
	介護保険被保険者代表
学識経験者	大学教授等
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局代表

## 2 霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会設置規定

平成17年11月7日

訓令第21号

改正 平成18年3月31日訓令第12—2号

平成19年3月31日訓令第5号

平成19年12月28日訓令第21号

平成20年3月31日訓令第1号

平成20年7月4日訓令第10号

平成21年3月31日訓令第2号

平成22年3月31日訓令第4号

平成23年4月26日訓令第4号

平成29年3月31日訓令第5号

平成30年4月1日訓令第6号

(設置)

第1条 霧島市高齢者福祉計画原案(以下「高齢者福祉計画原案」という。)及び霧島市介護保険事業計画原案(以下「介護保険事業計画原案」という。)並びに霧島市地域介護・福祉空間整備計画原案(以下「福祉空間整備計画原案」という。)を作成するため、霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 高齢者福祉計画原案に関すること。
- (2) 介護保険事業計画原案に関すること。
- (3) 介護保険事業の運営に関すること。
- (4) 福祉空間整備計画原案に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長、企画部長、市民環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、教育部長及び保健福祉政策課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第2条の所掌事務に関する業務を円滑に推進するために、委員長が必要と認めた場合は、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

3 リーダーは長寿・障害福祉課長をもって充てる。

4 メンバーは、総務課長、企画政策課長、市民活動推進課長、農政畜産課長、商工振興課長、建設政策課長、消防局総務課長及び教育総務課長をもって充てる。

5 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第12—2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月28日訓令第21号)

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月4日訓令第10号)

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 計画策定までの主な調査、会議等

年月日	名 称
令和1年12月～ 令和2年1月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査（基礎調査）
令和2年5月13日	霧島市長寿・障害福祉課ヒアリング
令和2年5月27日	関係機関等合同研修会 「第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定のポイント」 ヒアリング ①霧島市地域包括支援センター（霧島市地域包括支援センター運営事業） ②霧島市社会福祉協議会地域福祉課（生活支援体制整備事業）
令和2年7月3日	居宅介護支援事業所研修会・通所系介護サービス事業所研修会 認定情報と給付データから見る現状と展望 介護給付適正化事業について 介護予防・日常生活支援総合の今後の方向性について
令和2年7月9日	第1回霧島市高齢者施策委員会
令和2年8月19日	第1回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和2年8月25日～ 令和2年8月26日 令和2年9月18日	庁内関係課ヒアリング
令和2年10月8日	第2回霧島市高齢者施策委員会
令和2年10月8日	第8期 計画策定ワーキング（関係機関等職員合同会議）
令和2年10月16日	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーアンケート調査 （独自調査）
令和2年10月16日	霧島市地域包括支援センターアンケート調査（独自調査）
令和2年11月20日	第2回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和2年12月24日	第3回霧島市高齢者施策委員会
令和3年1月13日～ 令和3年2月1日	パブリックコメント
令和3年2月8日	第3回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和3年3月18日	第4回霧島市高齢者施策委員会

## 第2章 独自調査等の概要

### 1 庁内関係課ヒアリング

対 象	保健福祉政策課、健康増進課、保険年金課、安心安全課、地域政策課、市民活動推進課、環境衛生課、農政畜産課、商工振興課、土木課、建築住宅課、建設施設管理課、社会教育課、学校教育課、消防局、こども・くらし相談センター
目 的	本計画の策定にあたり、前期計画の取り組み状況と今後の取り組みについて、関係課のグループ長・担当レベルのヒアリングを実施した。

### 2 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーアンケート調査

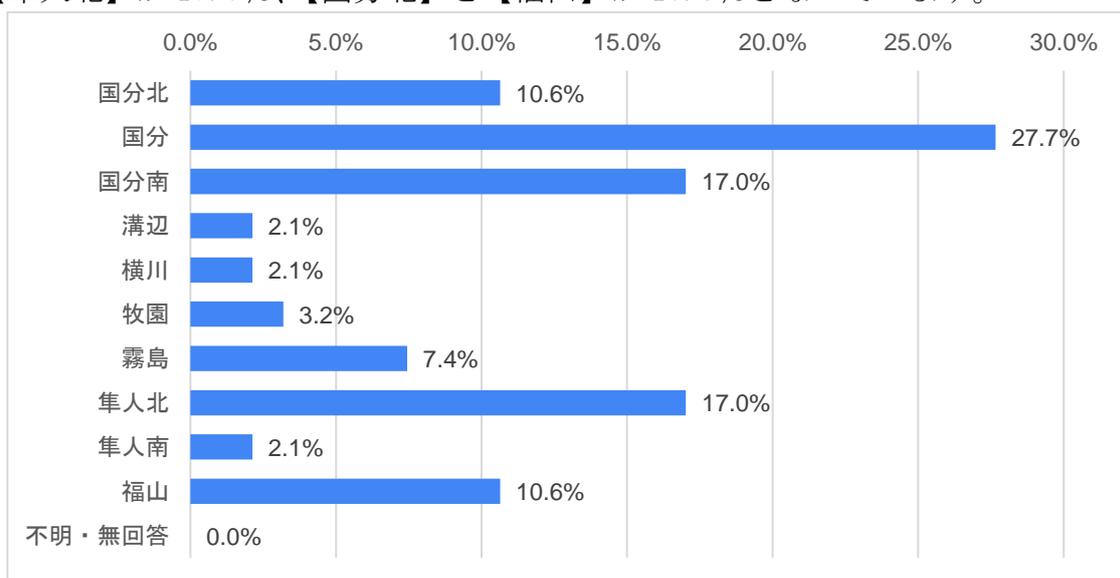
#### (1) 調査の概要

調査地域	霧島市全域
調査対象	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー
調査期間	令和2年10月16日～令和2年10月30日
調査方法	FAX及びメールによる配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
94	94	100%

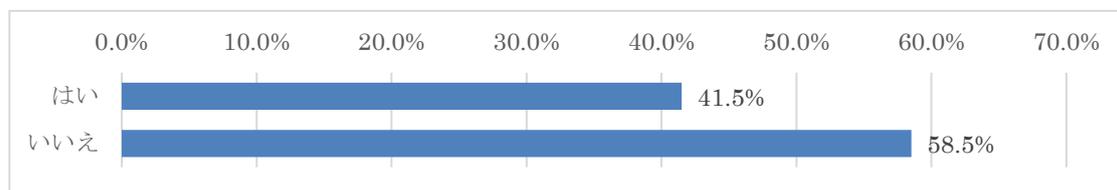
#### (2) 事業所がある日常生活圏域は、どちらになりますか？

事業所がある日常生活圏域は、【国分】が27.7%と最も多く、次いで【国分南】と【隼人北】が17.0%、【国分北】と【福山】が10.6%となっています。



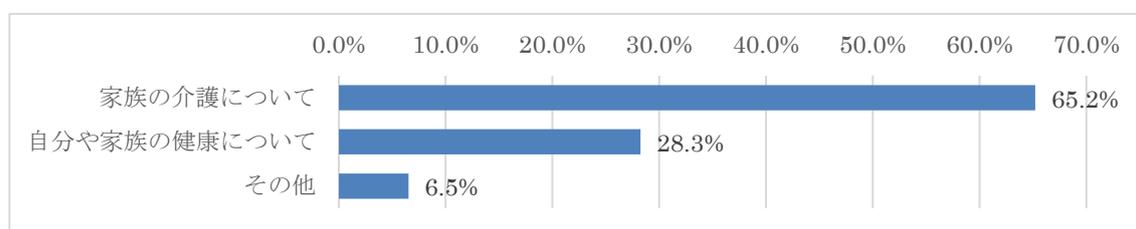
### (3) 【昨年度】、地域の方から、介護等の相談を受けましたか？

41.5%が地域の方からの相談を受け、相談件数は153件以上となっています。



### (4) 相談はどのような内容でしたか？

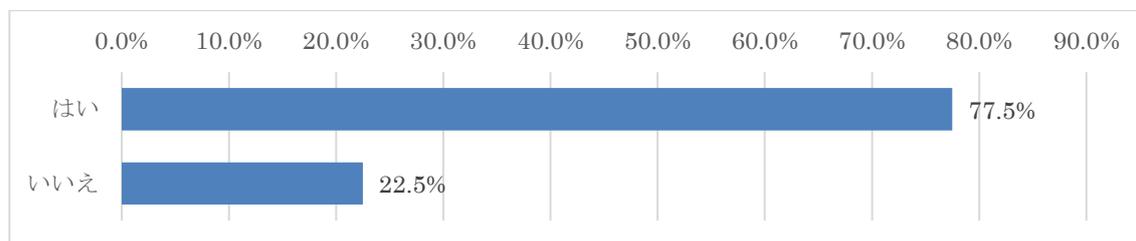
家族の介護についての相談が65.2%と最も多く、次いで自分や家族の健康についての相談が28.3%となっています。



### (5) 受けた相談内容から、適切な相談機関につながりましたか？

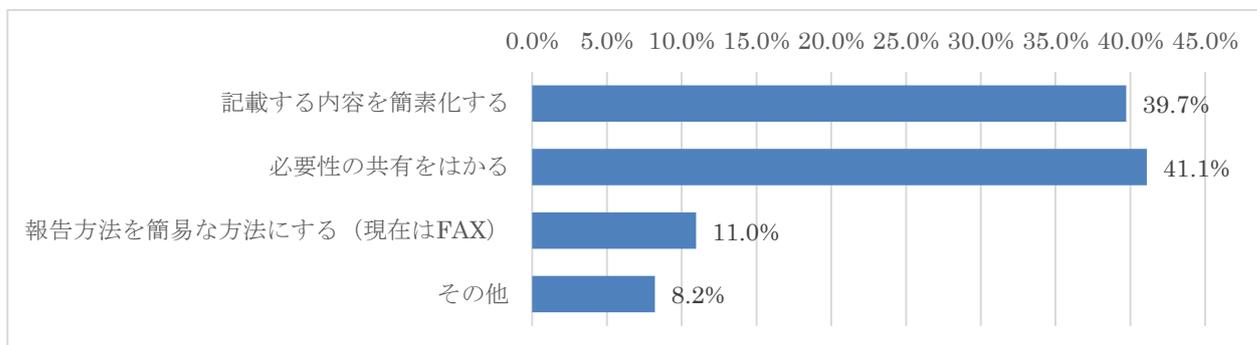
相談機関につないだと答えた方「はい」が77.5%となっています。「はい」と答えた方に相談票の活用を行い、センターに連絡したかを聞いたところ、81%の方が【連絡票の使い方が分からない】【連絡票自体を知らなかった】という理由で相談票を活用しなかったと答えました。

つながりなかつた方「いいえ」は22.5%となっており、その理由として多かったのが、【自分の業務が忙しい】【必要性を感じなかった】というものでした。



(6) 連絡票が活用されるには、どんな工夫が必要とお考えですか？

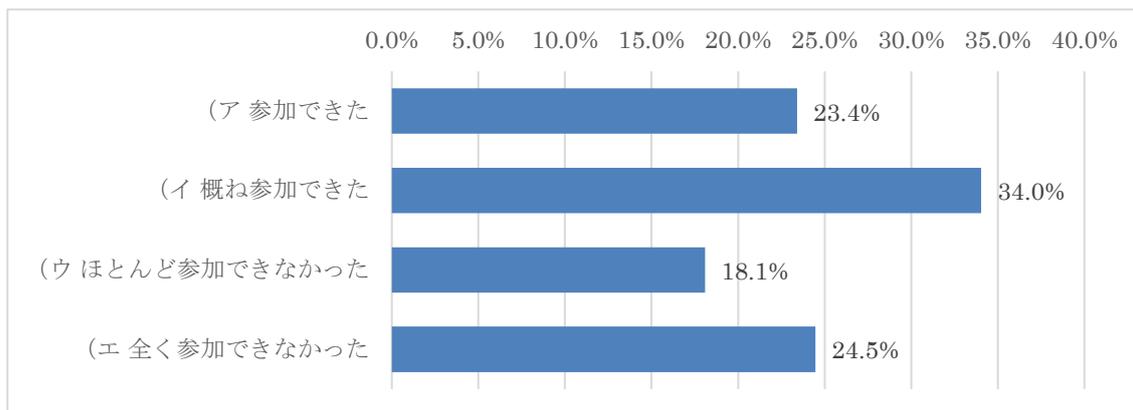
連絡票を活用するための工夫としては、【記載する内容を簡素化する】【必要性の共有をはかる】が合わせて80.8%という回答になりました。



(7) ワーカーの班活動についてお聞きします。昨年度の班活動に参加できましたか。

【参加できた】【概ね参加できた】と答えた方が、合わせて57.4%となっています。

【ほとんど参加できなかった】【全く参加できなかった】と答えた方が、合わせて42.6%となっており、その理由として【自分の業務が忙しい】が最も多く、次いで【職場の理解が得られない】となっています。



A班	24人
B班	18人
C班	17人
D班	10人
E班	25人

## 第3章 用語解説

### あ行

用語	解説
始良地区医師会	住民の健康増進をとおして地域社会の医療・保健・福祉のさらなる増進を図り社会に寄与することを目的として、霧島市、始良市、湧水町内の医療機関で構成された公益社団法人。
NPO	NonProfitOrganizaition の略で、「民間非営利組織」の意味。利潤を目的とせず社会的な活動を行う民間組織。法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利団体）という。

### か行

用語	解説
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。
介護給付	介護保険制度で要介護認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護（要支援）認定者からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるようサービス事業者等の連絡調整を行い、ケアプランを作成する専門的な知識・技術を有する者。
介護保険	40歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となり、保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割または高額所得者は2割）を支払って介護サービスを利用する制度。
介護保険制度	加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に応じて必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことなど。
介護予防・日常生活支援 総合事業	市区町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011(平成23)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、2014(平成26)年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメントがあり、基本チェックリストに該当する高齢者（事業対象者）や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行している。
介護療養型医療施設	要介護認定を受けた人で病症が安定期にあり、長期的に医学的管理やリハビリテーションを必要とする人が、医療専門家の下で介護、機能訓練、治療や日常生活上の世話を受けることができる施設。

用語	解説
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則、要介護3以上の高齢者(65歳以上)が身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、在宅での介護が困難な場合に入所できる施設。
介護老人保健施設	病状が安定しており、入院治療の必要がない要介護者が入所し、在宅復帰をめざして、医学的管理下における機能訓練や介護等その他必要な医療、日常生活上の世話を受けることができる施設。
かごしま共通乗車カード	鹿児島交通、大隈交通ネットワーク、いわさきバスネットワーク、南国交通、鹿児島市交通局、JR九州バス、霧島市ふれあいバスの各運行区間の路線バス及び路面電車を共通に利用できるカード。観光バスと県外への高速バスは対象外。
家族介護者交流会 (このゆびとまれ)	認知症高齢者等を介護している家族等が、悩みや喜びを語り合う場。
管理栄養士	栄養の指導を通して住民の健康維持・増進・疾病予防と治療の支援を行う者。
基本チェックリスト	高齢者の生活の困りごと等の相談に対し実施する、日常生活関連動作、運動機能、低栄養、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつなどの25項目の質問リスト。
共助	社会保険のような制度化された相互扶助。互いに助け合うこと。
協議体	各地区におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
居宅介護支援	介護を必要とする方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランの作成やさまざまな介護サービス等の連絡・調整を行う。
居宅サービス (在宅サービス)	介護保険で居宅の要介護(要支援)者に行われるサービスで「訪問」「通い」「宿泊」の3つの柱があり、他に福祉用具貸与などがある。
居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等に対して、医師・歯科医師・薬剤師等が療養上の管理や指導のため、居宅を訪問してケアにあたるサービス。
霧島市社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置され、住民の福祉の向上をめざして福祉事業の調査、企画、助成、普及等、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている組織。
霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー	高齢者等が住み慣れた地域で、安全で安心し、望む暮らしを継続的に支援できる体制を構築するために2012(平成24)年度から本市が独自で養成した者。
霧島どんサポートの会	霧島市内に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士で構成する団体。
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練等を受けるサービス。
ケアプラン	要介護(要支援)認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門職の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。
ケアマネジメント	要介護(要支援)認定者等のサービス利用者の複数のニーズを充足させるため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。

用語	解説
健康運動普及推進員	市が養成した地域で活動する健康づくりボランティア。市民の健康増進と体力向上のため、健康と運動の知識を普及し、日常生活の中に運動習慣を取り入れてもらうことを活動の目的とする。
健康増進計画	健康増進法の目的・理念を踏まえ、市民一人ひとりが主体的に健康・生きがいつくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となって生涯を通じた健康・生きがいつくりを推進していくための計画。
言語聴覚士	言語によるコミュニケーションに障害のある人に対応し、対処法を見出すために様々なテストや検査を実施し、評価を行った上で、専門的な知識に基づいた訓練や指導、助言等を行う。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢者虐待	家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待が定義されている。
後期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の人。
互助	公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の相互扶助。たとえば、近隣の助け合いやボランティア等。
コミュニティ	お互いが信頼の絆で結ばれ、同時に相互作用が認められる人間集団。

## さ行

用語	解説
在宅サービス	在宅で生活する要支援・要介護認定者に対して提供される家事、介護、食事、入浴などの介護保険法に基づくサービス。
作業療法士（OT）	障害や高齢・発達・精神等、あらゆる方へ「作業」を治療媒体としリハビリテーションを実施する。作業は生活や生きていくために繰り返し行われるもので、それらを分析し訓練していく事で「人生の質の向上」を図る。
サロン	互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に通い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。
歯科衛生士	歯科予防処置、歯科診療補助および歯科保健指導等を行う歯科医療職。
事業対象者	基本チェックリストを用いた簡易な形で判断した、介護予防・生活支援サービス事業の対象者。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 ※「隣保協同の精神」とは、となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うこと。
施設サービス	要介護認定者が、在宅での介護が困難となった時に、介護または治療を中心として利用できるサービスで、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設がある。

用語	解説
住宅改修	介護保険サービスの一つで、在宅の要介護（要支援）認定者が自宅等の小規模な改修（手すりの取り付け、段差解消、床・路面材の変更等）ができる。限度額は20万円。
障がい者計画	障害者基本法（昭和45年第84号）第11条第3項に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、保健、医療、福祉、教育、就労及び啓発・広報に関する基本的な事項を定めた計画。
消費生活センター	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を消費生活相談員が専門的知見に基づいて公正な立場で苦情の処理、あっせん等を行う機関。
消費生活相談員	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を受け、専門的知見に基づき公正な立場で苦情の処理やあっせん、助言等を行う。
食生活改善推進員	食を通じた健康づくりを積極的に推進する地域ボランティア。
シルバー人材センター	雇用関係のない臨時的かつ短期的な就業を希望する会員に、センターが請負または委任の形で引き受けた仕事を、能力や希望に応じて提供することで、高齢者の就業機会の確保や高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的とした公益社団法人。
生活支援コーディネーター	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たし、高齢者等の必要性に応じた支援を行う地域拠点に配置される人材。
生活支援体制整備事業	「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等（「生活支援体制整備事業」）を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取り組みを総合的に推進する。
生活支援ハウス	自立して生活することに不安を感じている高齢者を対象に、居住の場を提供するもので、公営住宅とは違い、生活援助員が24時間常駐し緊急時の対応にあたりるとともに、介護サービス、保健福祉サービスの利用手続きの援助、地域との交流の場の提供、確保等に努めるもの。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。
世話焼きさん	身近な地域の中に居て、①困った人がいたら気になる、②すぐ関わる、③相手から見込まれる、④人間大好きな人のことをいう。【住民流福祉総合研究所】

## た行

用語	解説
団塊の世代	第1次ベビーブームである1947(昭和22)年から1949(昭和24)年に出生した世代を指し、広い定義では、1946(昭和21)年から1954(昭和29)年までに生まれた世代。
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	介護者が病気などの理由で介護できなくなった場合、短期間施設に入所して、家庭介護を支援する。その他、介護方法の相談、指導、訓練などのために利用することもできる。
地域ケア会議	高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実(在宅生活の限界点の引き上げ)とそれを支える社会基盤の整備(地域づくり)を同時に図っていく会議。
地域支援事業	被保険者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために行う事業。①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業(包括支援センターの運営)③包括支援事業(社会保障充実分)④任意事業の4事業で構成。
地域資源	元々、対象の人が持っている(あるいは持っていた)地域での暮らしの中での関係するあらゆるもの。
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護が必要になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続的かつ包括的にケアすること。
地域包括ケアシステム	介護が必要となっても住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう”医療・介護・予防・生活支援・住まい“を包括的かつ継続的に提供するシステム。
霧島市地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護認定者について、地域密着型サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
地域密着型サービス	市が指定・指導・監査ができ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援を行うサービスで、地域に密着し、地域とのつながりを大切に介護サービスを提供する。小規模多機能ホームやグループホームなどがある。
地域密着型サービス事業者連合会	市内の地域密着型サービス事業所で組織する任意の団体。市と協働して高齢者福祉・介護保険施策の検証や検討また、実践をしている。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等で、入居している要介護者について、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、食事、排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
地域見守り支援員	民生委員等と連携し、一人暮らしや寝たきりの高齢者や障害者等に対し、声かけ・安否確認などの見守り活動をする者。

用語	解説
長寿健診	後期高齢者医療保険加入者の75歳以上の方（一定の障害があり資格認定された方は65歳から74歳の方）を対象に実施する健康診査。
通所介護（デイサービス）	在宅の要介護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。
通所型サービスC（短期集中型予防サービス）	生活機能が低下している方に対し、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを3か月～6か月の短期間に専門職が提供するサービス。要支援者及び事業対象者が対象。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等に日帰りを通い、食事・入浴の提供や医学的管理のもとで理学療法士（PT）や作業療法士（OT）による機能訓練を受けるサービス。
出前講座	介護保険や高齢者福祉など、メニューに応じて、市役所職員等が出向いて市政に対して理解を深めてもらう講座。市内に在住または市内に通勤通学されている方で10人以上のグループ・団体が対象。
デマンド交通	タクシーの利便性とバス並みの料金を目指した新たな交通システムであり、主な特徴として、「バスとタクシーの中間的な運行形態になる。」「利用者は、事前登録（利用者登録）と電話での事前予約が必要になる。」「乗り合せの運行になるので、予約状況によって運行時間が変動する。」などがある。
特定健康診査	医療保険者が、40歳以上の加入者を対象として行う健康診査のこと。保険者が定める計画内容に基づき毎年度計画的に実施し、検査項目は、メタボリックシンドロームに着目したものとなっている。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス、老人ホーム等で食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
特定保健指導	メタボリックシンドロームの発症と重症化の抑制を図り、医療費の適正化に結び付けることを目的とし、特定健康診査の結果により、発症リスクが高い対象者へ生活習慣の改善のための保健指導を行う。

## な行

用語	解説
日常生活圏域	市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
認知症	後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。アルツハイマー型と脳血管性の大きく二つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、認知症について正しい理解を深めることができる通いの場。
認知症キャラバンメイト	認知症サポーターの育成、また「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進し、地域のリーダー役を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師を務めることができる者。

用語	解説
認知症ケアパス	認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、本人と家族及び地域医療・介護に従事する人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、国では「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を2015(平成27)年1月27日に策定し、同年、「認知症総合支援事業」が地域支援事業として位置づけられた。認知症総合支援事業では、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援や、認知症の人やその疑いのある人に対して、総合的な支援を行うもので、大きく分けて、認知症初期集中支援推進事業（できる限り早い段階からの支援）と、認知症地域支援・ケア向上事業（地域における医療・介護等の連携の推進）で構成されている。
認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者等が利用できる通所介護（デイサービス）。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う者。霧島市地域包括支援センターに配置している。

## は行

用語	解説
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。
福祉用具貸与	車いす・特殊寝台・歩行器・マットレス等の福祉用具を貸与（レンタル）するサービス。
フレイル	厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」
訪問介護 （ホームヘルプ）	日常生活を営むことが困難な在宅の要介護者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介助などの日常生活上の世話をするサービス。
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者等の家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で要介護者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービス。

用語	解説
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が要介護者等の家庭へ訪問し、リハビリテーションを行うサービス。
保健師	厚生労働省認定の国家資格。市民に病気予防や健康増進、保健指導等を行う者。
保健福祉事業	地域支援事業のほか、介護者の支援や高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業等。本市の場合、家族介護用品の支給、認知症高齢者早期発見の促進、配食サービスの事業を実施。

## ま行

用語	解説
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

## や行

用語	解説
有料老人ホーム	主に民間事業者が設置・運営する高齢者等を対象とした居住施設で、入浴・食事・排せつ等の介護、または食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。「介護付」、「住宅型」、「健康型」がある。
要介護者	要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。
要介護（要支援）認定	介護サービスを受けようとする人が、どのくらいの介護を必要としているかを判断するもので、本人の病気の重さと要介護度の重さが必ずしも一致しない場合がある。認定には「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」に区分される。
要支援者	要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。
養護老人ホーム	心身上、環境上または経済的な理由から自宅で生活することが困難な低所得の高齢者が入所できる施設。介護・看護・食事の提供し、入浴・排せつ等の介助を行う。
予防給付	介護保険制度で要支援認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。

## ら行

用語	解説
理学療法士（PT）	リハビリテーションの実践や援助などを担当する人。病気やけが、老化や過度の運動などが原因で身体機能に障害を持つ人に対し、最新の技術と理論をもとに動作改善のための指導を行う。
老人クラブ	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体で、「老人クラブ連合会」は、各地域で結成された老人クラブで組織化された団体。

## わ行

用語	解説
私のアルバム	介護が必要となったときや認知症等で自分の意思や思いを伝えられなくなったとき、その人らしい生活が継続できる支援体制のこと。「私のアルバム」は自分らしい生活を送るために大切にしてきた出来事やこれからの希望をあらかじめ書き綴るもの。

---

霧島市

すこやか支えあいプラン2021

(第9期高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画)

---

発行年月日 2021（令和3）年3月

発行 鹿児島県 霧島市

編集 霧島市 保健福祉部 長寿・障害福祉課

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-45-5111（代表）／ FAX 0995-47-2522

URL <http://www.city-kirishima.jp>

---